

## 商 法 (100 点)

### 第 1 問

P 株式会社は、医薬品の製造・販売を目的とする公開会社であり、資本金は 1 億円、資産総額は約 10 億円、負債総額は約 9 億円である。P 社の定款には、「300 万円以上の借財又は債務の保証には取締役会の承認を要する」旨の規定がある。2018 年 10 月の時点で、P 社の取締役は A・B・C・D・E の 5 人、代表取締役は A であった。

A は、「債務保証の件」を議題に掲げて招集した P 社取締役会において、取引先である Q 株式会社から、Q 社が R 銀行から 500 万円を借入れるにあたり連帯保証をするよう求められたことを説明し、賛同を求めた。議決に進んだところ、A・B・C は賛成したが、D は反対し、E は棄権を申し出た（以下「本件決議」という）。議事録には「賛成 A・B・C、反対 D、棄権 E」と記載された。本件決議に基づき、2018 年 10 月 18 日、P 社は R 銀行との間で Q 社が負担する借入金債務を保証する連帯保証契約を締結した（以下「本件保証契約」という）。その際、P 社は R 銀行の求めに応じて、P 社の定款と本件決議の議事録の写しを差し入れた。

本件保証契約の締結から 1 年後、Q 社の資力不足のため、R 銀行から本件保証契約の履行を求められた P 社は、遅延利息の分も合わせて 530 万円を R 銀行に支払った。その後の調査で、Q 社はその設立以来 B が株式の 80% 以上を保有し、B の親族名義の持株も合わせると実質的に全株式を B が保有していたことが判明した。本件決議の際、A も B もこのことを説明していなかった。なお、A と B は、本件決議から 3 か月後に任期満了により P 社取締役を退任している。

(1) P 社は、R 銀行に支払った 530 万円の返還を求めたいと考えている。そのためにはどのような主張をすることが考えられるかを検討しなさい。

(2) かりに R 銀行から 530 万円の返還を受けることができないとした

場合、P社は、他にどのような救済を求めることができるか。誰に対して、どのような主張をすることができるかを検討しなさい。

## 第2問

P株式会社は洋菓子の製造・販売を業としている。全国にある出張所では、店舗で商品が販売されるほか、大口の取引もされている。P社の内規によれば、出張所長は、各出張所の最上席者としてその地域における営業活動にかかる一切の代理権を付与されるが、取立委任裏書以外の手形行為の権限はなく、また、100万円を越える取引には本社の決裁が必要とされている。なお、P社においては、支店登記も支配人登記もされていないが、出張所長は取締役会で選任されることになっており、現在のP社の出張所長の全員がこの手続を経ている。

P社の札幌出張所長Aは、札幌出張所の改装を工務店のQ株式会社に依頼した。Aは、Q社の代表取締役Bに、「代金が100万円を越えると、私の一存では決められなくなる」と伝えた。Bは「代金は100万円でもいいが、手形で払ってほしい」と述べた。Aは、これに応じ、取引先であるR株式会社から受領していた、同社代表取締役C名義で振り出された手形金額100万円の約束手形（以下「本件手形」という）の第一裏書人欄に、「P株式会社札幌出張所長A」名義で裏書署名し、第一被裏書人を空欄にして、代金の支払のためにBに交付した。

Bは、Q社を代表してS株式会社との間で塗料を仕入れる契約を締結し、その代金の支払のために、本件手形の第二裏書欄に「Q株式会社代表取締役B」名義で裏書署名してこれをS社に交付した。本件手形の満期にS社が同手形の支払呈示をしたところ、R社は支払を拒絶した。なお、本件手形は統一手形用紙を用いて作成されており、受取人は「P株式会社」である。また、AがQ社に依頼した改装工事は契約通りに完成した。

(1) P社はS社に対して遡求義務を負うかについて、検討しなさい。

(2) 上記の事情に加えて、次の①および②の事情があったとする。

①Aは、Bに、「手形で決済する場合、本社の了解が必要なのだが、時間がかかりそうなので、このまま私が署名する。このことは内密に頼む」と述べていた。

②塗料が契約上の納品日にS社から届かなかったため、本件手形の満期前に、Q社とS社との間の契約は、約定に従い有効に解除された。

S社から本件手形の支払を求められたR社は、手形金を支払わなければならないか、検討しなさい。

